

## 第 34 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和5年5月2日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	<p>議第111号：農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について</p> <p>議第112号：農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について</p> <p>議第113号：農用地利用集積計画について</p> <p>報第38号：農業用施設届について</p> <p>報第39号：農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p>
5、事務局	<p>事務局長 渡 邊 一 直</p> <p>事務局次長 佐 橋 良 太</p> <p>書 記 長 瀬 弘 樹</p>
6、会議録署名者	7番 山口 由美子 委員 8番 金井 育代 委員
7、欠席委員	1番 青木 友誉 委員 12番 田中 幹三郎 委員
議 長	<p>ただ今のお出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員4名で定足数に達していますので、これより第34回御嵩町農業委員会を開会します。</p> <p>本日、1番 青木 友誉 委員、12番 田中 幹三郎 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。</p> <p>会議録署名者に、7番 山口 由美子 委員、8番 金井 育代 委員を指名します。</p> <p>それでは、議第111号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。</p> <p>事務局より朗読願います。</p>
事務局次長	<p>2ページをご覧ください。議第111号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について。</p> <p>別表のとおり農地法第5条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。3ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は1ページから8ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。

<p>11 番 田中委員</p>	<p>す。</p> <p>1 号事案について、11 番 田中 宣行 委員 説明願います。</p> <p>11 番田中です。第 1 号事案の説明をいたします。事務局からの説明は、省略します。資料の 5-1 をご覧ください。</p> <p>事前説明を 4 月 19 日、現地確認は 4 月 26 日に行いました。</p> <p>申請地は、御嵩公民館から直線で約 250m 西の場所です。</p> <p>東側は宅地、西側は道路（赤道）、南側は宅地、北側は譲受人の宅地に囲まれた場所です。北側宅地については、一体利用する予定です。</p> <p>転用の目的は一般個人住宅用倉庫敷地です。</p> <p>権利を設定しようとする理由は、譲受人は、居住地の隣接地であり買い入れて住宅敷地の拡張を、希望していたところ、譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作できないため譲受人の買受の申出に応ずるものです。</p> <p>資金調達については、全額自己資金で行います。金融機関の預金通帳が添付されています。転用の時期及び利用期間については、許可あり次第永年です。</p> <p>転用の目的にかかる事業・施設の概要ですが、平成 15 年頃に造成済みで、51.84 平方メートルの倉庫建築済みです。</p> <p>転用することによって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については、申請地の周囲はコンクリートブロック等設置済みです。もし被害等があったときは、申請人により処理・解決いたしますとの記載があります。</p> <p>添付書類として、県知事あて誓約書、金融機関の預金通帳の写し、譲受人・譲渡人の連名の始末書、申請代理人委任状が添付されています。申請地について何ら問題はないと思われます。皆様方のご審議をよろしくお願い致します。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第 3 種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1 号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に 2 号事案について、6 番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。</p>

<p>6番 鍵谷委員</p>	<p>6番 鍵谷です。2号事案の説明をします。ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の5-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は伏見郵便局より西へ100mのところですか。転用の目的は歯科診療所ですか。</p> <p>権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は借人は現在勤務医ですが義父から申請地を借りて歯科診療所を建て開業したい。貸人は娘婿の要望を受諾した。</p> <p>転用の目的に係る施設の概要は、建築面積146.41㎡の2階建てです。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要は、国道バイパスを西側で説明します。西側は水路、北側は道路、東側は雑種地、南側は田となっています。</p> <p>申請地の周辺境界にはコンクリートブロック壁の施行をし、土砂等の流出防止をします。雨水は水路、下水は下水道に接続します。</p> <p>添付書類は、誓約書・土地利用計画図・銀行回答書・委任状・隣地承諾書・可児土地改良区意見書については確認しました。</p> <p>土地改良区意見書には、水路残地の舗装、雨水排水の接続には土地使用申請書の提出との記載がありました。</p> <p>転用によって生ずる付近の土地の概要については4月26日に現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから2号事案の申請内容について私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、宅地化が見込まれる地域にある、一団の規模が10ha未満の農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第112号農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>4ページをご覧ください。議第112号農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について。別表のとおり</p>

	<p>り農地法第3条第1項の規定により申請があったので、委員会の意見を求めるものとする。5ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料は9ページから14ページまでをご覧ください。以上です。</p>
議 長	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、5番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p>
5番 奥村委員	<p>5番 奥村です。1号事案の説明をします。事務局から説明があったことについては、省略します。</p> <p>資料の3-1をご覧ください。申請地の場所は、上之郷公民館から北へ300m程のところですか。</p> <p>許可あり次第所有権移転します。土地の引き渡しは、許可あり次第です。</p> <p>譲渡人は高齢のため、現在申請地で耕作ができていません。譲受人は申請地以外の農地で耕作の委託を受け農業を行っています。今回新たに自身で農業を行うため申請地を譲り受けます。</p> <p>権利取得後の水稻作付け面積は935㎡となります。</p> <p>トラクター、耕運機、田植え機、コンバイン、乾燥機、糶摺り機を所有しています。</p> <p>申請地までの移動距離は、2.5キロです。</p> <p>許可申請書、土地の登記記録全部事項証明書、土地台帳付属地図、通作図、誓約書、譲渡人の住民票、委任状を確認しました。移転によって生ずる付近の土地の概要については、4月24日に事前説明、4月24日に推進委員と共に現地確認により行いました。</p> <p>以上から1号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて、山本 恵美雄 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
山本推進委員	<p>4月22日、24日に現地確認を行いました。草刈り、田起こし等がやられており、適正に管理しておりました。問題ないと思います。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>

議 長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、1号事案は可決しました。</p> <p>次に2号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。</p>
6番 鍵谷委員	<p>6番 鍵谷です。2号事案の説明をします。</p> <p>ただいま、事務局から説明されましたことについては省略します。資料の3-2をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、本郷公民館より東へ70mほどのところですが、権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、売買による所有権移転という内容です。権利を設定・移転しようとする当事者が現に所有し使用する土地 2,700 m<sup>2</sup>、世帯員3名、農機具保有状況トラクター2台、田植機1台、耕運機2台、営農計画、通作距離50m、誓約書などを確認しました。</p> <p>また、4月20日に推進委員の奥村幸美さんと現地確認を行いました。</p> <p>以上のことから2号事案の申請内容について、私は問題がないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて、奥村 幸美 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
奥村推進委員	<p>奥村です。4月20日に現地確認を行いました。適正に管理されており特に問題ないと思います。以上です。</p>
議 長	<p>委員からの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって、2号事案は可決しました。</p> <p>次に議第113号 農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
事務局次長	<p>6ページをご覧ください。議第113号 農用地利用集積計画の決定について。</p> <p>農用地利用集積計画について別表のとおり決定するものとする。7ページをご覧ください。</p>

	(朗読)
	別添資料は 15 ページ、16 ページをご覧ください。以上です。
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。
	1 号事案について、伊左治 幸次 推進委員 説明願います。
伊左治推進委員	4 月 30 日に石渡委員と現地確認を行いました。特に問題ないと思います。以上です。
議 長	委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。
	質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。
	挙手全員であります。よって、1 号事案は可決しました。
	次に 2 号事案は、12 番 田中 幹三郎 委員に関係しますが、本日欠席の届出が出ておりますので、このまま進めます。
	2 号事案について、伊左治 幸次 推進委員 説明願います。
伊左治推進委員	1 号事案と同様に現地確認を行いました。問題はありませんでした。以上です。
議 長	委員からの説明がありましたので、質疑に入ります。質疑ありますか。
	質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。2 号事案について、適当と認める方は挙手願います。
	挙手全員であります。よって、2 号事案は可決しました。
	次に報第 38 号 農業用施設届出について、事務局より報告願います。
事務局次長	8 ページをご覧ください。報第 38 号 農業用施設届について。別表のとおり農業用施設届があったので委員会に報告するものと

	<p>する。9ページをご覧ください。</p> <p>(朗読)</p> <p>別添資料については、17ページから24ページをご覧ください。以上です。</p>
議 長	1号事案について、10番 田中 豊雄 委員 説明願います。
10番 田中委員	4月19日に現地確認を行い、各書類を確認しました。特に問題ないと思います。
議 長	続いて、平田 功一 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたらお願いします。
平田推進委員	4月19日に田中委員と現地確認を行いました。問題はないと思います。以上です。
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はないとのことですので、1号事案については以上となります。
	次に2号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。
6番 鍵谷委員	6番鍵谷です。4月20日に現地確認を行い、各書類を確認しました。私は特に問題ないと思います。以上です。
議 長	つづいて、奥村 幸美 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたらお願いします。
奥村推進委員	鍵谷委員と現地確認を行いました。特に問題はないと思います。以上です。
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はないとのことですので、以上をもって報告とさせていただきます。

<p>事務局次長</p> <p>議 長</p> <p>事務局次長</p> <p>議 長</p>	<p>次に報第 39 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局より報告願います。</p> <p>10 ページをご覧ください。報第 39 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について。</p> <p>別表のとおり農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、委員会に報告するものとする。11 ページをご覧ください。</p> <p>(朗読) 以上です。</p> <p>事務局から補足説明はありますか。</p> <p>特にありません。</p> <p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>これをもって本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p>
---	--

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

-----  
7 番

-----  
8 番  
-----